

ID: 105

担当部署: 町民生活課

処分の概要	措置命令等		
例規名 根拠条項	大河原町墓地条例 第7条		
例規番号	昭和50年条例第14号		
【基準】 第7条の規定による。 (使用の制限等) 第7条 町長は、使用者に対して墓地の維持管理に必要があると認めるときは、その使用に関し制限又は条件をつけ、若しくは必要な措置を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日